

○厚生労働省令第八十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の二第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二中「該当する施設」の下に「（子ども・子育て支援法第五十九条の二に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）」を加え、同条第一号ホ中「の数」を削る。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。